

令和5年 第11回 福岡市東区選挙管理委員会

7月20日(木)

【 議 題 】

- 1 議案第51号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第52号 在外選挙人名簿から抹消する者について
- 3 議案第53号 在外選挙人名簿に登録する者について
- 4 議案第54号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

< 次 回 >

委員会 令和5年8月18日(金) 午前10時00分～

議案第 51 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年7月20日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 976 人 |
| | 内訳 死亡者 | 305 人 |
| | 市外転出者 | 671 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和5年7月20日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第 28 条の規定による。

第二十八条 (登録の抹消)

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

※前条第一項の規定

第二十七条 (表示及び訂正等)

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和5年7月20日現在 投票区別抹消者数一覽

投票区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	3	1	4	13	7	20	16	8	24
2馬出第二	2	3	5	12	12	24	14	15	29
3箱崎第一	2	2	4	8	8	16	10	10	20
4箱崎第二	9	3	12	12	11	23	21	14	35
5箱崎第三	2	0	2	4	10	14	6	10	16
6笹松第一	5	1	6	22	11	33	27	12	39
7笹松第二	3	1	4	14	18	32	17	19	36
8笹松第三	6	2	8	9	13	22	15	15	30
9松島第一	1	1	2	9	12	21	10	13	23
10松島第二	2	1	3	14	10	24	16	11	27
11名島第一	6	3	9	9	8	17	15	11	26
12名島第二	3	3	6	8	6	14	11	9	20
13千早	2	5	7	14	18	32	16	23	39
14千早西	2	6	8	4	2	6	6	8	14
15香陵	2	0	2	4	2	6	6	2	8
16香椎浜	5	3	8	3	3	6	8	6	14
17城浜	4	3	7	1	2	3	5	5	10
18舞松原第一	2	2	4	5	5	10	7	7	14
19舞松原第二	2	3	5	9	6	15	11	9	20
20若宮第一	4	2	6	1	0	1	5	2	7
21若宮第二	0	1	1	5	4	9	5	5	10
22香椎第一	1	3	4	10	5	15	11	8	19
23香椎第二	1	2	3	5	9	14	6	11	17
24香椎下原第一	4	4	8	5	5	10	9	9	18
25香椎下原第二	6	4	10	13	8	21	19	12	31
26香椎東第一	5	3	8	9	7	16	14	10	24
27香椎東第二	3	2	5	5	4	9	8	6	14
28香住ヶ丘第一	9	3	12	18	15	33	27	18	45
29香住ヶ丘第二	3	8	11	5	6	11	8	14	22
30和白第一	5	4	9	10	11	21	15	15	30
31和白第二	6	3	9	7	6	13	13	9	22
32三苦	5	1	6	11	8	19	16	9	25
33奈多第一	5	6	11	0	3	3	5	9	14
34奈多第二	1	1	2	3	1	4	4	2	6
35美和台第一	2	6	8	3	4	7	5	10	15
36美和台第二	4	6	10	8	9	17	12	15	27
37和白東第一	6	3	9	4	5	9	10	8	18
38和白東第二	3	2	5	9	7	16	12	9	21
39西戸崎第一	2	5	7	3	3	6	5	8	13
40西戸崎第二	1	0	1	0	0	0	1	0	1
41志賀第一	1	0	1	0	0	0	1	0	1
42志賀第二	1	0	1	0	0	0	1	0	1
43志賀第三	0	2	2	0	0	0	0	2	2
44照葉第一	0	1	1	3	0	3	3	1	4
45照葉第二	3	3	6	10	8	18	13	11	24
46多々良第一	9	8	17	21	10	31	30	18	48
47多々良第二	1	8	9	2	3	5	3	11	14
48八田	2	3	5	5	3	8	7	6	13
49青葉第一	1	0	1	4	4	8	5	4	9
50青葉第二	4	7	11	3	3	6	7	10	17
合計	161	144	305	356	315	671	517	459	976

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和5年6月1日現在登録者数			令和5年7月20日消			移			替			令和5年7月20日在外移転者数			令和5年7月20日現在登録者数					
	男	女	計	男	女	計	抹消			登録			男	女	計	男	女	計			
							男	女	計	男	女	計									
1馬出第一	2,636	2,990	5,626	16	8	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,620	2,982	5,602
2馬出第二	2,148	2,300	4,448	14	15	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,134	2,285	4,419
3箱崎第一	2,621	3,004	5,625	10	10	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,611	2,994	5,605
4箱崎第二	3,039	2,992	6,031	21	14	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,018	2,978	5,996
5箱崎第三	2,831	3,282	6,113	6	10	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,825	3,272	6,097
6笹松第一	2,942	2,666	5,608	27	12	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,915	2,654	5,569
7笹松第二	3,733	3,820	7,553	17	19	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,716	3,801	7,517
8笹松第三	3,151	2,874	6,025	15	15	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,136	2,859	5,995
9松島第一	2,952	2,458	5,410	10	13	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,942	2,445	5,387
10松島第二	3,193	3,216	6,409	16	11	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,177	3,205	6,382
11名島第一	4,526	4,955	9,481	15	11	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,511	4,944	9,455
12名島第二	1,905	2,120	4,025	11	9	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,894	2,111	4,005
13千早	4,530	5,912	10,442	16	23	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,514	5,889	10,403
14千早西	2,445	2,878	5,323	6	8	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,439	2,870	5,309
15香陵	2,212	2,666	4,878	6	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,206	2,664	4,870
16香椎浜	2,689	3,535	6,224	8	6	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,681	3,529	6,210
17城浜	1,065	1,506	2,571	5	5	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,060	1,501	2,561
18舞松原第一	1,739	1,995	3,734	7	7	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,732	1,988	3,720
19舞松原第二	2,146	2,568	4,714	11	9	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,135	2,559	4,694
20若宮第一	2,436	2,670	5,106	5	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,431	2,668	5,099
21若宮第二	1,434	1,505	2,939	5	5	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,429	1,500	2,929
22香椎第一	2,823	3,091	5,914	11	8	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,812	3,083	5,895
23香椎第二	2,228	2,560	4,788	6	11	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,222	2,549	4,771
24香椎下原第一	1,596	1,643	3,239	9	9	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,587	1,634	3,221
25香椎下原第二	4,528	4,151	8,679	19	12	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,509	4,139	8,648
26香椎東第一	2,966	3,192	6,158	14	10	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,952	3,182	6,134
27香椎東第二	2,459	2,727	5,186	8	6	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,451	2,721	5,172
28香住ヶ丘第一	4,558	4,412	8,970	27	18	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,531	4,394	8,925
29香住ヶ丘第二	2,410	2,777	5,187	8	14	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,402	2,763	5,165
30和白第一	2,394	2,576	4,970	15	15	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,379	2,561	4,940
31和白第二	2,785	3,129	5,914	13	9	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,772	3,120	5,892
32三苦	3,567	3,832	7,399	16	9	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,551	3,823	7,374
33奈多第一	2,358	2,725	5,083	5	9	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,353	2,716	5,069
34奈多第二	1,178	1,386	2,564	4	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,174	1,384	2,558
35美和台第一	2,924	3,389	6,313	5	10	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,919	3,379	6,298
36美和台第二	3,110	3,625	6,735	12	15	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,098	3,610	6,708
37和白東第一	2,621	2,849	5,470	10	8	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,611	2,841	5,452
38和白東第二	2,356	2,595	4,951	12	9	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,344	2,586	4,930
39西戸崎第一	1,810	2,062	3,872	5	8	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,805	2,054	3,859
40西戸崎第二	583	652	1,235	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	582	652	1,234
41志賀第一	420	489	909	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	419	489	908
42志賀第二	72	98	170	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71	98	169
43志賀第三	104	119	223	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	104	117	221
44照葉第一	1,294	1,387	2,681	3	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,291	1,386	2,677
45照葉第二	3,291	3,641	6,932	13	11	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3,277	3,630	6,907
46多々良第一	4,932	4,348	9,280	30	18	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,902	4,330	9,232
47多々良第二	1,033	1,174	2,207	3	11	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,030	1,163	2,193
48八田	2,507	3,141	5,648	7	6	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,500	3,135	5,635
49青葉第一	2,502	2,929	5,431	5	4	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,497	2,925	5,422
50青葉第二	1,988	2,218	4,206	7	10	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,981	2,208	4,189
合計	123,770	134,829	258,599	517	459	976	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	123,252	134,370	257,622

議案第 52 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年7月20日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

- 1 抹消する者の数 1人
内訳 住民票が新たに作成された後4箇月を経過した者 1人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 抹消年月日 令和5年7月20日

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の11の規定による。

第三十条の十一（在外選挙人名簿の登録の抹消）

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第三十条の十（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が（中略）在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議案第 53 号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和5年7月20日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 登録する者の数 | 1人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和5年7月20日 |

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

第三十条の六(在外選挙人名簿の登録)

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

※ 前条第一項の規定

第三十条の五(在外選挙人名簿の登録の申請)

年齢満十八年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

議案第 54 号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和5年7月20日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和5年7月20日

※参考：在外選挙人登録数（東区）		
男	44人	女 97人
計	141人	
(R5.7.20 委員会終了後)		

(根拠)

・議決 公職選挙法第28条及び第30条の6第2項の規定による。

第二十八条（登録の抹消）

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

一・二(略)

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四(略)

第三十条の六（在外選挙人名簿の登録等）

2 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村

における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

※前条第四項の規定

第三十条の五（在外選挙人名簿の登録の申請等）

- 4 （省略）国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているものは、政令で定めるところにより、同日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。